

(公 印 省 略)
三 共 募 第 4 5 号
令和6年10月1日

各 区 長 様

福) 兵庫県共同募金会
三木市共同募金委員会
会長 植 田 吉 則

令和6年度赤い羽根共同募金運動へのご協力について (ご依頼)

秋晴の候 区長様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、共同募金運動に対しまして、多大なるご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、10月1日より全国で赤い羽根共同募金運動が展開され、三木市においても「助け合い 広がる つながる 赤い羽根」をスローガンに本運動を展開いたします。

この運動は、一人ひとりがそれぞれの立場で地域の福祉活動を支え、参加する運動であり、集まりました募金は、三木市の地域福祉活動推進の財源として、大きな支えとなっております。

つきましては、同封しております共同募金運動ハンドブック (戸別募金編) により、運動の趣旨をご理解いただき、本年度も貴自治会での運動の啓発と募金の取りまとめにつきご協力をお願い申し上げます。

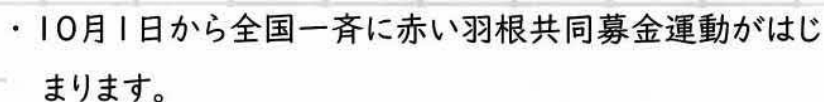
記

- 1 啓発及び募集期間 10月1日～10月31日まで
- 2 取りまとめ 11月5日 (火) までにお願いします。
- 3 同封の書類等

【全自治会共通】	
共同募金運動ハンドブック (戸別募金編)	1 部
ポスター	1 枚
払込取扱票	1 枚
【必要物品回答分 (各自治会)】	
①募金用封筒	希望された自治会へ必要数をそれぞれお送りします。
②赤い羽根シール	
③戸別領収書	
④赤い羽根共同募金啓発チラシ	

【お問合せ先】

三木市共同募金委員会 (三木市社会福祉協議会内)
三木市大塚 1-6-40 (三木市総合保健福祉センター 2 階)
電話 (0794) 82-4043 担当 法人運営課
三木市吉川町大沢 412 (吉川健康福祉センター内)
電話 (0794) 72-2940 担当 南谷



- ・ 共同募金運動は“寄付をすること”“募金活動に参加すること”で、三木市のふだんのくらしのしあわせを推進していくボランティア活動です。自治会、民生委員児童委員、企業や学校などの皆さまに支えられ、さまざまな形で募金運動を展開していきます。

- ・三木市に寄せられた募金のおよそ83%が市内の福祉活動の財源として使われています。

- ・昨年、ご協力いただいた募金の使い道は裏面をご覧ください。
- ・三木市に住む子どもたちが、募金を使った活動について取材をし、壁新聞を作成しました。



社会福祉法人 兵庫県共同募金会 三木市共同募金委員会
〒673-0413 三木市大塚 1-6-40 TEL 0794-82-4043

回覽

[illegible]

ふくしのまちづくり活動に 赤い羽根共同募金は使われます

●地域コミュニティ活動の推進



地域のつながりづくりを目的としたふれあいサロン活動の運営資金などに活用されています。

●生活困窮者世帯の支援に



新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が困窮し生活福祉資金貸付制度を利用された方へ自立に向けた生活相談と生活応援物品の配布に活用されています。

●地域活動車の維持管理に



自治会主催の行事など地域住民が主体となった福祉活動で活用されている地域活動車の維持管理に活用されています。

●その他の使いみち

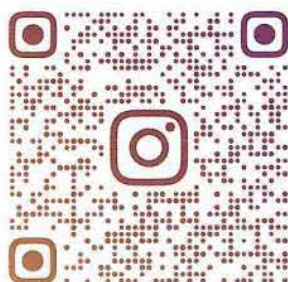
- ・活動おこしのための機会づくり
- ・ボランティア活動拠点の整備
- ・災害時要援護者調査支援事業
- ・点訳・音訳による事業
- ・高齢者行事活動の助成
- ・情報収集・提供・発信事業
- ・福祉資源マップの作成 など

令和4年度赤い羽根共同募金ご報告

7,090,926円

戸別募金や大口募金をはじめ、多くのみなさまにご参加・ご協力いただきありがとうございました。

★三木市共同募金委員会 Instagramを開設しました



MIKI_KYOBO

赤い羽根共同募金を使った地域活動の情報や募金運動について掲載しています。

←こちらから
ご覧ください。

★インターネットからも 募金できます



詳しくは、
「赤い羽根」
で検索

赤い羽根 検索



<https://www.akaihane.or.jp/furusapo/>

赤い羽根共同募金運動 ハンドブック（戸別募金編）

～助け合い 広がる つながる 赤い羽根～

【赤い羽根ひょうご運動スローガン】



目 次

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	「赤い羽根共同募金」とは・・・・・・・・	2
3.	共同募金はどのように活用されていますか？・・・	3
	●赤い羽根共同募金の使いみち（三木市）	
	●赤い羽根共同募金の使いみち（全国）	
4.	共同募金の年間スケジュール・・・・・・・・	5
5.	さまざまな募金方法・・・・・・・・	6
6.	共同募金と自治会・・・・・・・・	7
7.	戸別募金の取りまとめスケジュール・・・・・・・・	8
8.	募金活動に際してお届けする物品・・・・・・・・	9
9.	戸別募金の留意点・・・・・・・・	10
	●赤い羽根共同募金の取りまとめについて	
	●募金活動終了後	
10.	税法上の優遇措置・・・・・・・・	12
11.	おわりに・・・・・・・・	13
	参考資料・・・・・・・・	14
	●令和6年度 赤い羽根共同募金運動要綱	15

1. はじめに

毎年10月から始まります赤い羽根共同募金運動（共同募金）においては、区長様をはじめ自治会役員、協力者の皆さまには多大なご協力を賜り誠にありがとうございます。

共同募金は、民間の運動として戦争直後の1947年に市民が主体の取り組みとしてスタートし、「戦争の復興支援」、「民間の社会福祉の推進」に活用されてきました。そして共同募金が始まり70年以上が経った今、社会が大きく変化する中で、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組むための「地域福祉活動を進めるための財源」として、また、市民のやさしさや思いやりを届ける運動として、市民主体の運動を進めています。

自治会におかれましては、共同募金開始から、その目的である「市民参加の運動の推進と、福祉に対する関心や共感を高めて活動の参加につなぐ実践」にご協力いただき、地域福祉の推進、発展に大きな役割を担っていただいています。

寄せられた募金は、兵庫県共同募金会を通じて県下の社会福祉施設や団体に、そして社会福祉協議会が中心となった市内の地域福祉活動に配分されています。

運動を展開するにあたり、兵庫県共同募金会や三木市共同募金委員会では、広報活動に努めていますが、募金の必要性や募金の使いみちについて質問もいただいています。

このような状況の中、地域の皆さまに「地域福祉活動を進めるための財源」の理解と共感を得て、募金運動を進めていくために、「共同募金運動ハンドブック」を作成しています。共同募金の趣旨や実際の募金活動の進め方についてまとめておりますので、募金活動の推進にご尽力いただきますみなさまにご活用いただければ幸いです。

新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活にさまざまな影響が及びました。このような時だからこそ、これからの新たなつながりづくりを丁寧に進めることにより、これらの活動を支える「赤い羽根共同募金」への期待も高まってくると考えています。

最後になりましたが、秋のご多用の折、誠にお手数をおかけいたしますが、何卒、地域福祉活動推進のため共同募金運動にご協力いただきますようお願いいたします。

令和6年9月

社会福祉法人兵庫県共同募金会
三木市共同募金委員会
会長 植田 吉 則

2. 赤い羽根共同募金とは

共同募金は、「地域福祉の推進」を目的とする運動であり、活動の財源です。地域福祉の推進とは、たとえ生活上の課題を抱えても、誰もが自分らしく地域の中で暮らせるように、地域住民、ボランティア、専門機関などが協力して、これらの課題を地域の課題として解決していく取り組みです。

共同募金は、「地域のために何かしたいけれど、何から始めたらよいかわからない」「時間がなくて直接、福祉活動に参加することができない」といった方が、募金を通じて地域福祉の推進に参加できる運動でもあります。子どもから高齢者まで、さまざまな方が参加できる最も身近な社会貢献のしくみともいえます。

また、その募金の多くが地元のまちで使われることから、共同募金は、**自らの募金が“まちづくり”につながる「じぶんの町をよくするしくみ」**であるといえます。

共同募金の5つの原則

民間性

さまざまな民間の社会福祉活動の財源として活用されるため、住民の参加による民間の自主的な活動として実施されています。

地域性

都道府県を単位として、募金活動を行い、都道府県内の多様な民間の社会福祉活動の財源となります。

※災害の発生など特別な場合は、他県で活用されることもあります。

計画性

配分計画を立案し、その計画に基づいた募金活動を展開します。

公開性

住民の信頼のうえに成り立つ募金であることから、「募金がいくら集まって、どのように使われたか」を常に公開しています。

参画性

地域で広く呼びかけ、理解と共感を得た募金推進委員の組織的な活動によって展開されています。

3. 共同募金はどのように活用されていますか？

●赤い羽根共同募金の使いみち（三木市）

募金のおよそ81%は三木市内で活用されています。

三木市では、令和5年度ご協力いただき寄せられた募金 7,014,557円 のうちおよそ81%にあたる 5,687,000円 と繰越金を合わせた 9,900,000円 が令和6年度に市内の地域福祉活動を進めるための財源として使われています。残りの19%は兵庫県内の福祉施設や災害時の積立に活用されています。

※令和6年能登半島地震の支援のため災害時の積立から14,192,000円が拠出されています。（全国合計：約3億3千万円）

【令和6年度 赤い羽根共同募金の使いみち】

（単位：円）

事業名	金額
◎地域コミュニティ活動の推進 ＊市内のふれあいサロン開設ボランティアグループに助成金を交付しています。 ＊ふれあい会食会活動に補助金を交付しています。	2,820,000
◎ボランティア活動の拠点整備 ＊ボランティア・市民活動を求めている人とボランティア・市民活動を結びつけたり、他団体とのコーディネート、情報提供等を行うなどの活動に使われます。	1,130,000
◎活動おこしのための機会づくり ＊市民による多様なボランティア・市民活動が豊かに展開されるための講座・研修に使われます。地域学校（学びの場）、各ボランティア活動入門講座 等	1,000,000
◎地域活動車貸出事業 ＊地域、市民の方が活動に取り組みやすい環境づくりの一つとして地域活動車の貸出をしています。貸出車両の維持管理に使われます。	1,956,000
◎災害時要援護者調査支援事業 ＊災害時に自力で避難できない方の調査の支援に使われます。	390,000
◎点訳・音訳による事業 ＊広報や社協だより等を点訳、音訳し視覚障がいのある方へお届けするために使われます。	140,000
◎高齢者行事活動の助成 ＊高齢者や地域の方の交流と健康増進のための活動支援に使われます。	80,000
◎情報収集・提供・発信事業（社協だより発行等） ＊地域福祉活動や相談窓口などの情報が掲載された情報誌の発行に使われます。	1,634,000
◎生活相談者への支援 ＊経済的課題を抱えた方に対する支援に使われます。	600,000
◎福祉資源マップの作成 ＊地域にある既存福祉資源をまとめたマップを作成します。	150,000
総 計	9,900,000

●赤い羽根共同募金の使いみち（全国）

赤い羽根共同募金の使いみちは、インターネットで公開されています。

赤い羽根データベース「はねっと」

赤い羽根共同募金に寄せられた寄付金は、毎年、全国のおよそ5万件の地域福祉活動や草の根のボランティア活動に助成されています。

平成14年から赤い羽根データベース「はねっと」が導入され、共同募金の使いみちを、全国の市町村ごとに一つひとつ紹介する取り組みが行われています。

はねっとのホームページ

はねっとは、「<http://hanett.akaihane.or.jp/hanett/pub/home.do>」から見るができます。



▼はねっとの HP はこちら



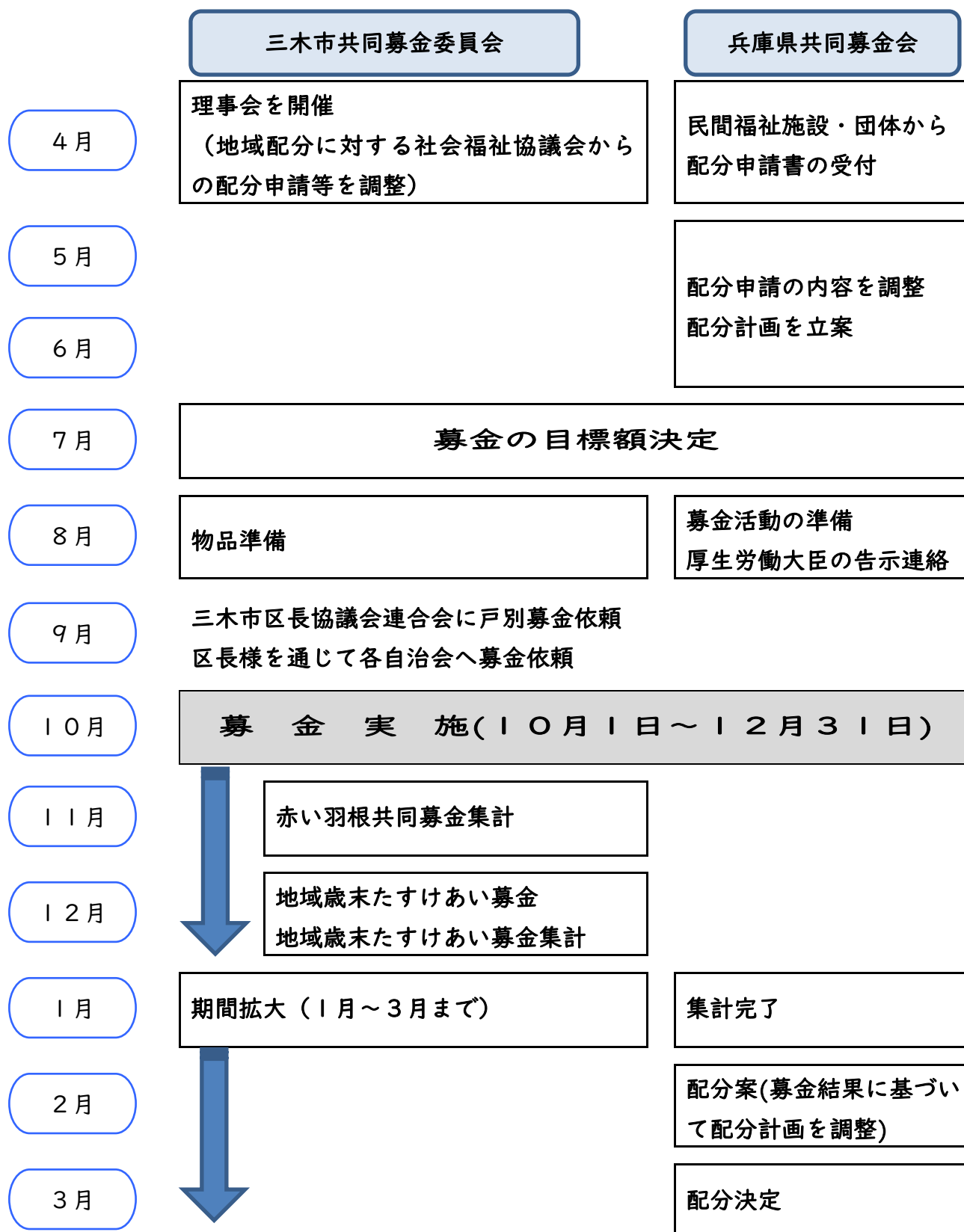
赤い羽根共同募金の災害・被災地支援のホームページ

共同募金会では、国内で災害が発生した際に、さまざまな被災者支援活動に取り組んでいます。

①義援金	災害により被災された方への見舞金として、また、被災された方の当面の生活を支える資金として、都道府県行政を通じてお渡します。
②災害等準備金	毎年共同募金の3%を災害等準備金として積み立てています。災害発生時には、災害ボランティアセンターの運営資金として、被災地のボランティア活動を支援します。

その他の詳しい活動については、「<https://www.akaihane.or.jp/saigai/>」から見るができます。

4. 共同募金の年間スケジュール



5. さまざまな募金方法

戸別募金

各区長を通じて、各世帯へ募金をお願いしています。募金封筒を利用して集められたり、町内会・自治会で協議され、自治会費等から募金をされるなど、さまざまな方法でご協力いただいています。

大口募金

市内の事業者や商店、個人の方などに募金の協力をお願いしています。事業者や商店にとっては社会貢献運動となり、福祉への関心を高め企業イメージの向上になります。

街頭募金

駅前・大型商業店舗等で、広く市民に募金をよびかけます。ボーイスカウトやガールスカウト、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校などの協力をいただき実施しています。

学校募金

小学校・中学校・特別支援学校などの児童・生徒によびかけて行う募金です。募金活動に子どもたちが参加することによって、福祉の心を豊かにすることを目的に実施しています。

※保育所・認定こども園・幼稚園には啓発活動を行っています。

団体・職域募金

企業・団体・官公庁などの職場で、職員・従業員によびかけ協力いただいている募金です。

募金箱による募金

市内の店舗や公共施設に募金箱を設置させていただき、多くの方々に募金をよびかけています。

Q. 運動期間中、戸別募金だけでなく街頭や職場でも募金をお願いされ、二重・三重になっているように思うのですが…？

A. 共同募金運動は、“国民たすけあい運動”の一環としてはじまりました。一人ひとりがそれぞれの立場で、身近な募金活動を通じて寄付することによって、運動に参加していただくことを目指しています。

募金を集めるだけでなく、「だれもが福祉について考え、参加する機会をつくること」も目的としているため、様々な場面を通じて啓発・募金運動を行っています。いずれかの機会でご協力いただければ幸いです。

6. 共同募金と自治会

●共同募金と自治会での「戸別募金」について

「赤い羽根共同募金」は、民間の運動として戦後直後の 1947 年（昭和 22 年）に、市民が主体の取り組みとしてスタートしました。当初は戦後復興の一助として、戦争の打撃を受けた福祉施設を中心に資金を支援する活動をしてきました。その後、高度成長期を経て、現在は、民間の社会福祉の推進、地域福祉活動推進の財源として活用されています。

募金の一つである「戸別募金」は運動の開始当初から市民参加による運動の象徴として、今日に至るまで地域福祉を進める財源である赤い羽根共同募金において重要な役割を担っています。

三木市共同募金委員会では、各世帯の皆さまには「戸別募金」を通じて運動への参加をお願いしており、区長様をはじめ、役員の皆さまには、集まりました募金の集約にご協力をお願いしております。

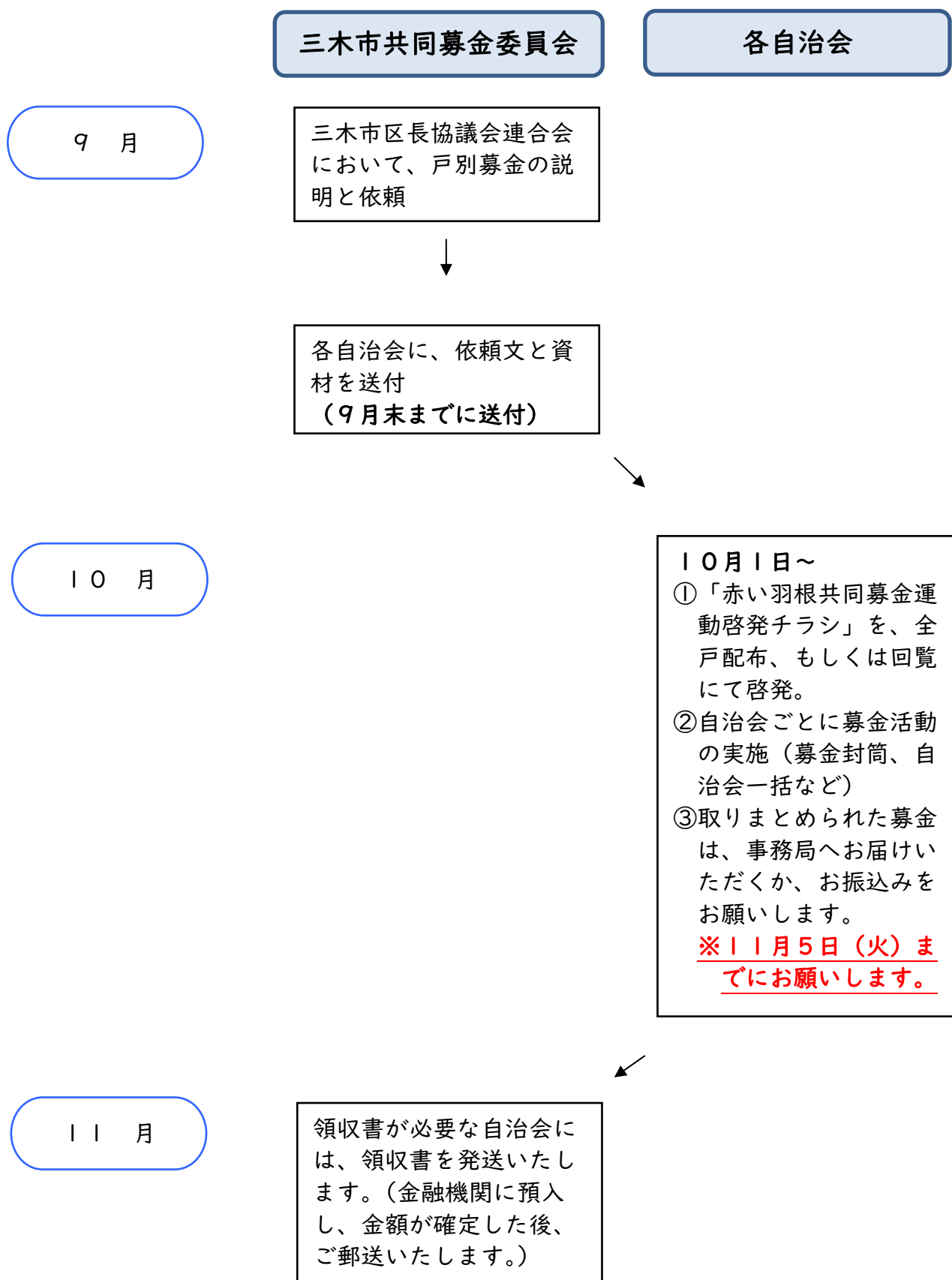
「赤い羽根共同募金」は、地域での活動にも幅広く活用されています。三木市では、高齢者や障がい者の交流事業やふれあいサロン活動の財源、地域福祉活動に使用できる地域活動車の維持管理（マイクロバス、10人乗りハイエース等）や、ボランティア育成のための研修などへ配分されています。

また、赤い羽根共同募金は、「地域福祉活動を進めるための財源」であり、その運動を通じて自らの募金が“まちづくり”につながる「**じぶんの町をよくするしくみ**」です。募金を通じて、子どもから高齢者までみんなが、地域づくりに参加することができる運動でもあります。

区長様をはじめ役員の皆さまには、各世帯の皆さま（寄付者）に、本運動の趣旨や使いみちを理解していただき、赤い羽根共同募金と地域住民をつないでいただくために、ご協力をお願いいたします。

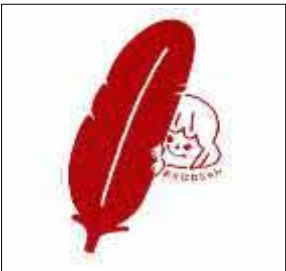


7. 戸別募金の取りまとめスケジュール



8. 募金活動に際してお届けする物品

6月にご確認させていただきました必要物品数をお届けしております。新たに必要物品がありましたらご連絡ください。

共同募金ハンドブック	本冊子	
払込取扱票	郵便局用の振込用紙です。 振込手数料無料	
赤い羽根シール	啓発のためお渡ししております。各世帯にお配りください。 <u>※羽根の形のシールになります。</u>	
募金用封筒	長形4号（タテ 20.5cm×9cm） 募金を集められる際にご活用ください。 ※通信欄は各自治会で必要に応じてご利用ください。	
啓発用チラシ （A4サイズ 両面）	共同募金の用途について記載しております。各世帯への配布、または回覧をお願いします。	
戸別領収書 （15枚綴り）	領収書が必要な世帯へお渡しください。 利用された場合は募金と合わせて本会まで控えをお届けください。	

9. 戸別募金の留意点

●赤い羽根共同募金の取りまとめについて

赤い羽根共同募金の運動期間は10月1日からとなっております。三木市では10月から11月を共同募金運動実施期間、12月を歳末たすけあい運動実施期間として運動を展開しています。

【留意点】

- ① 募金は寄付者の意思によってされるものですので、出来る範囲でご協力いただければ幸いです。諸事情で募金を辞退される方もいらっしゃると思います。その場合は、ご足労かけましたことお詫びしますとともに、ご理解いただきますよう、よろしくお願いします。
- ② 「戸別募金」は前述のとおり、各世帯で共同募金に賛同していただき、ご協力いただくのが本来のあり方です。
一方で、担い手等の負担軽減など、各自治会の事情により、自治会内で協議され、自治会費等から一括して募金に協力いただく自治会もあります。
この場合において、自治会として、共同募金にご協力をいただくことは法的にも問題ありません。
しかしながら、“募金は寄付者の意思”によってされるものであることから、自治会の総会で議決いただき一括で募金の協力をいただく場合には、決定された方法や募金の趣旨、使いみちを自治会の会合や回覧などで、ご周知をお願いいたします。その際には、本会が作成したチラシ等をご活用ください。

●募金活動終了後

集まりました募金は、以下の方法で、三木市共同募金委員会事務局にご送金ください。

①直接事務所にお届けいただく方法

窓口：三木市総合保健福祉センター2階 三木市社協内
(三木市大塚1丁目6番40号)

三木市吉川支所(吉川健康福祉センター)1階 よかわステーション内
(三木市吉川町大沢412)

※事務所は月～金曜日(祝日除く)の午前8時30分～午後5時15分までとなっておりますが、お電話をいただければ午後5時15分以降でもご対応させていただきます。

②郵便局の郵便振替でお振込みいただく方法

※同封の払込取扱票を窓口でご利用ください。(振込手数料は無料です。)

③金融機関からお振込みいただく方法

※次のいずれかの口座に振込をお願いします。

【金融機関一覧】

金融機関名	口座番号	フリガナ 口座名義
兵庫みらい農業協同組合 三木市久留美支店	普通 6 0 6 4 8 5 9	ミヅホウト 木 杉イナカハヤウウダ ヨシノリ
		三木市共同募金委員会 会長 植田吉則
みのり農業協同組合 三木支店	普通 4 0 0 3 3 8 2	ミヅホウト 木 杉イナカハヤウウダ ヨシノリ
		三木市共同募金委員会 会長 植田吉則
みのり農業協同組合 別所支店	普通 0 0 2 9 9 8 5	フク)ミヅシヤカハツキョウギ カハヤウウダ ヨシノリ
		社会福祉法人 三木市社会福祉協議会 会長 植田吉則
みのり農業協同組合 吉川支店	普通 0 0 2 4 0 0 0	ミヅシヤカハツキョウギ カハヤウウダ ヨシノリ
		三木市社会福祉協議会 会長 植田吉則

※硬貨の枚数によっては、手数料等が発生する場合があります。

連絡いただければ本会職員が役員様宅へ受け取りに伺います。

④下記の公民館でお預けいただく方法

この場合は、公民館では預かり書を発行させていただき、後日事務局より領収書を送付します。

各公民館

- ・ 中央公民館
- ・ 別所町公民館
- ・ 細川町公民館
- ・ 緑が丘町公民館
- ・ 青山公民館
- ・ 三木南交流センター
- ・ 志染町公民館
- ・ 口吉川町公民館
- ・ 自由が丘公民館
- ・ 吉川町公民館

10. 税制上の優遇措置

個人の方（世帯としてされた募金は対象外）が赤い羽根共同募金に寄付（募金）された場合は、所得税および住民税に係わる寄付金控除の対象となります。

なお、自治会予算内で一括募金されている場合は、個人宛に専用領収書を発行することができませんので、この優遇措置を受けることはできません。

●優遇措置の手続き

確定申告を行うことにより税制上の優遇措置を受けることができます。

なお、確定申告の際に、兵庫県共同募金会の発行する専用の領収書を添付が必要となります。必要な場合は三木市共同募金委員会までご連絡ください。

※控除額等につきましては、税務署へご相談ください。

11. おわりに

赤い羽根共同募金の運動が始まってから70年以上が経ち、「赤い羽根共同募金」の名前は地域に根付き、定着してきました。

しかし、一方で「なぜ赤い羽根共同募金をするのか」「使い道が分からない」との声も寄せられます。また、近年様々な目的の寄付が増え、寄付する人は目的意識をもって、自らの想いや願いを果たせる募金を選択するようになってきています。

このような状況の中、三木市共同募金委員会では、これまでの広報活動を課題の一つとし、共同募金活動にご協力いただく皆さまに、共同募金についてご理解を深めていただけるよう、ハンドブックを作成しました。

新型コロナウイルスの感染症の影響がある中ではありますが、様々な配慮をしたうえで、これまでの地域福祉活動の取り組みで培われた地域のつながりを継続できるよう募金活動に取り組みます。

共同募金の趣旨と意義をご理解のうえ、今後ともご協力のほど、よろしくお願いします。

【お問合せ】 社会福祉法人兵庫県共同募金会 三木市共同募金委員会
(社会福祉法人三木市社会福祉協議会内)

〒673-0413

三木市大塚1丁目6番40号

三木市総合保健福祉センター2階

TEL (0794) 82-4043

FAX (0794) 86-0860

参 考 资 料



令和6年度 赤い羽根共同募金運動要綱

兵庫県共同募金会三木市共同募金委員会

1 趣旨

この運動は、住民相互の支えあいとたすけあいを基調としており、住民の主体的で多様な地域福祉課題への取り組みを支える運動です。地域福祉の推進がますます求められる中、多くの住民の協力と支援が得られるよう、兵庫県共同募金会と連携し、啓発に努め、積極的な展開を図ります。

2 運動期間

10月1日～12月31日
(期間拡大 1月1日～3月31日)

3 募金方法

- (1) 戸別募金
- (2) 街頭募金
- (3) 大口募金
- (4) 学校募金
- (5) 団体・職域募金
- (6) 募金箱の設置

4 実施上の重点事項

- (1) 住民の自発的な意思を基盤とした取り組み
- (2) 「赤い羽根データベースはねっと」(中央共同募金会ホームページ)による事業の透明性と情報提供の推進
- (3) 受配施設・団体による広報・募金活動への取り組み
- (4) 募金協力者への趣旨の周知

5 広報

啓発・広報活動をおこなうことにより、この運動への共感や協力の輪を広げます。

- (1) 関係諸団体・学校・施設等へのポスター・壁新聞の配布
- (2) 赤い羽根共同募金啓発ちらしを発行・配布
- (3) 地域FM局へのスポット放送の協力依頼
- (4) 啓発活動の企画実施(10月1日 職員による啓発活動予定)
- (5) 公式Instagramによる広報啓発活動
- (6) あかはねちゃんサポーターによる広報啓発活動の実施

6 目標額

目標額	8,500,000円	(令和5年度実績 7,014,557円)
(広域目標額	<u>1,105,000円</u>)	
(地域目標額	<u>7,395,000円</u>)	